

要望内容				回答
【1】 ① 憲法第25条、地方自治法第1条をふまえて医療・介護・福祉など社会保障施策の充実をすすめてください。				今後も、憲法、地方自治法の趣旨に沿って、市民生活の健全な安定のため、医療・介護・福祉などの社会保障施策の充実に向け、努力してまいります。
【1】 ② 税滞納世帯等への行政サービス制限は行わないでください。				行政サービスの制限は、各補助金等の交付要綱等で規定しています。
【1】 ③ 徴税を強める愛知県地方税滞納整理機構については、徴税は自治体の業務であることをふまえて、滞納整理機構に税の徴収事務を移管しないでください。参加していない市町村は今後とも参加しないでください。税滞納世帯の解決は、住民の実情をよくつかみ、相談にのるとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。				地方税滞納整理機構への移管については、市との折衝に応じない、担税力等があるにも係わらず納税意識の薄い等、他の善良な納税者との不公平・不平等の是正を行うものです。 また、地方税法に基づき適正な処理をしております。
【2】 ① 職員を適正に配置し、いつでも必要な住民サービスが提供できる自治体にしてください。				職員の配置については、事務事業、業務量の変化、人口増などの地域の実情、総務・福祉等の部門ごとの課題等に対応するとともに、国の動向などにも注意しながら、引き続き適正な人員配置を行っていきます。
【2】 ② 防災計画を、マグニチュード9を想定して見直し、市町村独自の対策を講じてください。				国・県の被害想定の見直しに併せて地域防災計画の見直しを行います。
【2】 ③ 小中学校などの耐震化の促進、食料・水などの備蓄の強化、防災拠点の耐震化をはかってください。個人宅の耐震化についても促進をはかる施策を充実してください。				防災拠点となる小中学校の耐震化は、平成22年度で全て完了いたしました。食料、水などの備蓄については、県の被害想定に基づき毎年計画的に備蓄を進めています。 民間住宅の耐震化につきましては、平成14年度から木造住宅の無料耐震診断を実施して以来10年目を迎えておりますが、その間平成19年度に「耐震改修促進計画」の策定、平成20年度に非木造住宅耐震診断・改修費補助制度の創設、平成21年度に高齢者世帯等補助金の割増などにより耐震化を推進してまいりました。今後も各市町村との連携を図り、国・県の補助制度を有効的に活用し、耐震化を推進してまいりたいと考えております。
【2】 ④ 避難所のバリアフリー化をすすめてください。				避難所に利用予定の小中学校の体育館等については、学校の大規模改修に併せて検討してまいります。
【2】 ⑤ 集団での避難生活が困難な高齢者・障がい者(児)、特別な介護を含む援助が必要な高齢者・障がい者(児)のための福祉避難所を整備・拡充してください。				現在、民間高齢者施設7施設、民間障がい者施設6施設の計13施設と災害時福祉避難所協定を締結しております。

要望事項回答

				要望内容	回答
【2】		⑥		災害拠点病院の強化拡充をはかってください。	指定については、愛知県知事が行うので、機会があれば要望します。
【2】		⑦		防災マップの見直し、避難経路の確保等を進めてください。	国・県の被害想定の見直しに併せて、防災マップの見直しを進めます。また、自治区ごとに「まち歩き防災マップ」の取り組みを広め、安全に避難できる経路を確認します。
【2】		⑧		防災教育を徹底してください。	平成19年度から市内4中学校の2年生を対象に防災講演会を実施しており、今後も続けていきます。また、平成21年度から共長小学校及び共和西小学校を対象に実施した「地域防災スクールモデル事業」を基本として、平成24年度から全小学校へ広げる予定です。
【3】	1	(1)	①	介護保険料を引き下げてください。また、負担能力に応じたきめ細かい保険料負担段階を設置してください。	介護保険料・保険料負担段階は、介護給付サービスや施設整備を考慮し、知多北部広域連合第5期事業計画推進委員会で検討してまいります。介護報酬の改定、保険料負担段階第3段階細分化などは国の動向等を注視しながら設定していきたいと考えております。
【3】	1	(1)	②	低所得者に対する介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。とくに、住民税非課税、介護保険料普通徴収の高齢者、無年金者への配慮をつよめてください。	知多北部広域連合の独自減免制度を実施しております。 保険料所得段階が第1～3段階の方で、所定の要件に該当する場合、介護保険料と介護サービスなどを利用した際の利用者負担額が減免されます。毎年度7月15日から翌年3月31日までを申請期間としております。
【3】	1	(1)	③	低所得者に対する利用料の減免制度を実施・拡充してください。	同上
【3】	1	(1)	④	要支援者を介護保険からはずす「介護予防・日常生活支援総合事業」は実施せず、介護保険による介護予防サービス及び地域支援事業を充実してください。	知多北部広域連合第5期事業計画推進委員会で検討してまいります。
【3】	1	(1)	⑤	特別養護老人ホームや小規模多機能施設など施設・在宅サービスの基盤整備を早急におこなってください。基盤設備が円滑に進み、低所得者・医療依存度の高い利用者の入所が確保できるよう助成制度を設けてください。	知多北部広域連合第5期介護保険事業計画により、施設整備を進めてまいります。
【3】	1	(1)	⑥	地域包括支援センターを中学校区毎に設置し、最低1カ所は市町村直営としてください。また委託されたセンターの職員が責任をもって働き続けられるよう委託費を引き上げてください。	現在、本市の東西で1箇所ずつ市社会福祉協議会が知多北部広域連合の委託により地域包括支援センターを設置・運営をしています。

要望事項回答

要望内容				回答	
[3]	1	(1)	⑦	介護労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をしてください。	第4期事業計画の施行に伴い、国により介護報酬が改定され、介護従事者等に対する賃金などの待遇改善が行われました。また、平成22年度から、介護基盤緊急整備等の特別対策事業が行われ、事業者からの待遇改善計画に基づき介護職員待遇改善交付金が交付されています。 研修につきましては、研修支援事業が行われております。 また、広域連合におきましても、毎年介護支援専門員等の研修を開催しております。
[3]	1	(2)	①	ア ひとり暮らし、高齢夫婦などへの安否確認や買い物など多様な生活支援の施策を充実してください	配食サービス事業、緊急通報事業を始め、認知症等地域生活支援事業等を実施しておりますが、さらに見守りや生活支援ができるように努力してまいります。
[3]	1	(2)	①	イ 高齢者や障がい者などの外出支援のため地域巡回バスや福祉バスなどの施策を充実してください。	70歳以上の方に、市巡回バスを無料で乗ることのできる「ふれあいバス70」を交付しています。また、身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の所持者は無料で乗車できます。
[3]	1	(2)	①	ウ 宅老所、街角サロンなどの高齢者の集まりの場への助成金制度を拡充し、高齢者がねたきりにならないよう多面的な福祉施策を実施してください。	高齢者が気軽に集うことのできる集いの場(ふれあいサロン)の初期活動に要する費用への補助をしています。
[3]	1	(2)	①	エ 高齢期になっても住み続けることができるバリアフリーの高齢者住宅を公営で整備してください。	本市の市営住宅につきましては、昨年度までにエレベータ、スロープ及び階段手すりの設置を完了しております。住戸内部の段差解消や手すりの設置につきましては順次整備を行っております。
[3]	1	(2)	②	配食サービスは、最低毎日1回は実施し、助成額を増やし自己負担額を引き下げてください。また、閉じこもりを予防するため会食(ふれあい)方式も含め実施してください。	対象者の状態に応じて、安否確認及び栄養補給を兼ね、毎日夕食を配達しています。料金の変更はしていません。 会食(ふれあい)方式は、地区民生委員協議会で年に数回実施しています。
[3]	1	(3)	①	介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。	普通障害者に対しては、平成21年分確定申告から障害者控除の対象としています。特別障害者については、すでに実施済みです。
[3]	1	(3)	②	すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。	すべての要介護認定者に、該当した場合は、障害者控除の申請を行うよう勧奨通知を送付しています。

要望事項回答

要望内容				回答
【3】 2		①	後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。	後期高齢者医療の被保険者の方は、前年の所得に応じて、窓口での負担割合や、1か月の自己負担限度額が変わります。非課税世帯の方は、課税世帯の方に比べて低い自己負担額になっておりますので、後期高齢者福祉医療費対象者の拡大予定はありません。
【3】 2		②	後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対する保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。また、短期保険証は、発行しないでください。	資格証明書については、現在発行していません。今後も滞納者に対してきめ細かい納付相談を行い、資格証明書及び短期保険証の発行について適切に判断します。
【3】 3		①	18歳年度末まで医療費無料制度を現物給付(窓口無料)で実施してください。また、自己負担を設けている自治体はなくしてください。	平成19年10月より子ども医療対象者を中学校卒業まで拡大していますが、今のところこれ以上の拡大予定はありません。
【3】 3		②	妊娠婦健診は、初回の健診も含め、産前14回、産後1回を無料で受けられるように助成してください。	本市では、妊娠婦健康診査14回、産婦健康診査1回及び乳児健康診査2回の計17回をすでに公費で実施しております。
【3】 3		③	就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯までとしてください。申請の受付は、学校だけでなく市町村の窓口でも受け付けてください。また、申請手続きに民生委員の証明が必要な市町村はなくし、支給内容を拡充してください。	現在のところ基準額につきましては、変更する予定はありません。 現在も就学援助の申請につきましては学校だけでなく教育委員会の窓口でも対応をしています。
【3】 3		④	義務教育は無償の立場から学校の給食費は無料にしてください。	学校給食法及び同法施行令に基づき、保護者に負担をいただいています。現在のところ学校給食費についての無償化は考えていません。
【3】 4		①	国民健康保険制度の都道府県単位化に反対してください。	国民健康保険を安定的に持続するためには、広域化が不可欠ですので、ご理解をお願いします。
【3】 4		② ア	これまで以上に一般会計からの繰り入れをおこない、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料(税)に引き下げてください。	一般会計からの繰入は、国民健康保険財政を適正に見込んだ上で、行っております。国民健康保険の財政状況と予定されている制度改革により、保険税の改定は今後行うこともあると考えております。なお、現在の厳しい雇用情勢を踏まえ、非自発的失業者への軽減制度を創設しておりますので、ご理解をお願いします。

要望事項回答

要望内容				回答
[3] 4		② イ	18歳未満の子どもについては、均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免を実施してください。	国民健康保険税の負担につきましては、応能応益という制度があります。そのため所得割、資産割、均等割、平等割の負担をしていただいておりますので、ご理解をお願いします。現在、国民健康保険税の減免制度について、さらに拡充する考えはございません。
[3] 4		② ウ	前年所得が生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対する減免制度を設けてください。	現在、国民健康保険税の減免制度について、さらに拡充する考えはございません。なお、低所得世帯に関して、軽減制度がございますので、ご理解をお願いします。
[3] 4		② エ	所得激減による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下で当年の見込所得が500万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。	現在、国民健康保険税の減免制度について、さらに拡充する考えはございません。なお、低所得世帯に関して、軽減制度がございますので、ご理解をお願いします。
[3] 4		③ ア	資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳年度末までの子どものいる世帯、母子家庭や障がい者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。なお、義務教育修了前の子どもについては、窓口交付だけでなく、郵送も含め1枚も残すことなく保険証を届けてください。	国民健康保険税は、被保険者間で国民健康保険税を負担していただき、公平性、公正性を保ち運営がなされています。資格証明書は、国民健康保険税の収納を図るひとつ的方法です。また子ども、母子家庭等、心身障がい者、精神障がい者の医療費助成の対象者や18歳年度末の子どもには、資格証を交付しません。なお、資格証明書の発行実績はありません。
[3] 4		③ イ	滞納者に対し給付の制限をしないでください。	給付制限はしておりません。
[3] 4		③ ウ	保険料(税)を支払う意思があって分納している世帯には正規の保険証を交付してください。	有効期間6か月以内の保険証を交付していますので、ご理解をお願いします。
[3] 4		③ エ	保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。また、無保険者の調査を実施してください。	国民健康保険税の納税に関しましては、本人との納税相談や申出による分割納税などの方法を取り入れております。したがって、加入者の生活実態を無視した保険税の徴収や差し押さえは行っておりませんので、ご理解をお願いします。また、国民健康保険の加入は、世帯主の届出によりますし、いずれの健康保険に加入しているかの把握はできませんので、ご理解をお願いします。

要望事項回答

要望内容				回答
【3】	4	④	一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対しても実施してください。また、一部負担金の減免制度を行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど住民に制度を周知してください。	生活保護基準額の1.2倍を超える1.3倍以下の世帯に対しては、徴収猶予となつております。現在、一部負担金の減免制度について、さらに拡充する考えはございません。また毎年、広報の国民健康保険特集号にて、周知していますので、ご理解をお願いします。
【3】	5	①	障がい者(児)の医療・福祉サービスの自己負担、利用料、給食費・食費・光熱水費などの実費負担を市町村独自に減免してください。(ア. 自立支援医療を利用する住民税非課税世帯の利用料を無料にしてください。イ. 障がい児入所・通園施設利用料、居宅介護・行動援助など福祉サービス利用料、補装具を無料にしてください。ウ. 市町村が行う地域生活支援事業を無料にしてください。特に、移動支援・福祉ホーム利用料を無料にしてください。エ. 施設利用者の食費・光熱水費の自己負担をなくしてください。)	ア. 障がい者を対象とした「心身障害者医療」「精神障害者通院医療」「精神障害者入院医療」の助成制度を設け、医療費の自己負担額を助成しています。 イ. 障がい児施設入所者(利用者)に対する負担軽減を行っています。障がい福祉サービスや補装具の利用者負担は、国が示す基準に沿っています。制度改革の動向を注視していきます。 ウ. 地域活動支援センターの利用料は無料としています。その他のサービスの負担軽減は、国のサービスに準じて行っています。 エ. 食費は、加算又は補足給付による軽減制度が適用されています。水光熱費の負担軽減は考えていません。
【3】	5	②	実態に合わない障害者程度区分認定を基準としたサービス利用時間の支給制限を撤廃してください。移動支援等の地域生活支援事業に対する予算を増額し、移動支援は必要時間を支給してください。	認定調査と審査会での審査を適正に行い、公正な区分認定に努めています。移動支援の支給決定には上限は設けておらず、必要見込量に基づく予算確保に努めています。
【3】	5	③	第3期障害福祉計画の策定にあたって、数値目標・サービス見込み量の検討段階においても幅広く意見をもとめ、障害者本人・家族・事業者の意見を反映したものにしてください。また、ホームヘルパー増員、グループホーム・ケアホームの増設などをはかり、選択できる基盤整備をすすめるものとしてください。	障がい福祉計画策定委員会には、当事者及びその家族の方に参加していただいている。また、自立支援協議会の意見を聞き、パブリックコメントも実施する予定です。現在策定中ですが、各事業所の施設等の整備予定を反映して策定作業を進めています。
【3】	5	④	国・県に準じて障害者政策委員会を設置してください。	施策遂行にあたっては、当事者や関係者の声を十分聴取しています。本市では、当事者との関係を、要求型になりがちなところ、協力的な関係をうまく築いてきたとの自負があります。今後もそのバランスを大切にしたいと考えます。

要望事項回答

要望内容				回答
[3]	5	⑤	障害者差別禁止条例を制定してください。	条例制定の予定はありませんが、大府市地域福祉計画において、「共に支えあう地域社会づくり」「だれもが住みよい地域福祉でまちづくり」を市の基本方針として掲げています。
[3]	6	①	特定健診、がん検診、歯周疾患検診は、年1回無料で受けられるようにしてください。また、医療機関で行う個別方式・保健センターなどで行う集団方式をともに実施してください。	特定健診については、40歳以上の大府市国保加入者に対し、すでに無料で健診を実施しております。がん検診については、子宮検診を20歳～40歳までの5歳刻みの方に、乳房検診及び大腸検診を40歳～60歳までの5歳刻みの方に無料クーポンを配布し、公費で実施しております。歯周疾患検診については、35歳～70歳までの5歳刻みの方に公費で実施しております。 また、特定健診及びがん検診については、すでに集団健診と個別検診の併用で実施しております。
[3]	6	②	40歳未満の住民を対象にした健康診査を、年1回無料で受けられるようにしてください。	集団の特定健診実施期間中に、40歳未満の方の健康診査も実施しております。
[3]	7	①	ヒブ、小児用肺炎球菌、HPV(子宮頸がんワクチン)の任意予防接種を無料で受けられるようにしてください。	任意の予防接種ワクチンについては、市で助成をし、1,000円は受益者の負担としています。
[3]	7	②	高齢者用肺炎球菌、水痘(みずぼうそう)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)の任意予防接種に助成制度を設けてください。	高齢者用肺炎球菌については、市で助成をし、1,000円は受益者の負担としています。ただし、水痘及び流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)の任意予防接種については未定です。
[3]	8	①	憲法第25条および生活保護法に基づいて、他の制度を理由に生活保護申請を認めない、あるいは妨害することのないようにしてください。また、生活保護が必要な人には早急に支給してください。	申請を希望される全ての方に、申請をしていただいております。生活保護適用につきましては、必要な調査を経て決定しておりますが、申請時に窮迫度が高いと認められる場合は、決定までの間の生活費として社会福祉協議会の貸付を案内しております。
[3]	8	②	自家用車の所有を理由に画一的に申請を認めない取り扱いを行わないでください。	自動車所有を理由に申請を受け付けないなどの取り扱いはしておりません。
[3]	8	③	就労支援や生活指導を個別にていねいにおこなうために、専門職を含む正規職員を増やしてください。	平成22年度より正規職員が1名増員され、現業員の標準人員を満たしております。また、平成23年度から、就労支援員も1名配置しております。

要望事項回答

要望内容				回答
【4】	1	①	消えている年金問題を全面解決し、消費税を財源にすることなく、全額国庫負担による「最低保障年金制度」をつくってください。その際、すべての高齢者の無年金・低年金の改善に役立つものにしてください。受給資格年限を短縮し、安心してくらせる年金制度を確立してください。年金支給年齢の引き上げは行わないでください。また、旧社会保険庁職員の分限免職を撤回し、業務に精通した職員を活用し、国民の期待にこたえる年金業務体制としてください。	大府市議会における陳情書の取扱は、受付した後、議長の決裁を取り、定例会ごとに陳情・要望受付状況表を作成し、全議員に配布いたします。このたびの陳情書につきましても、12月議会にむけて同様の取扱を行っていきます。
【4】	1	②	後期高齢者医療制度をすみやかに廃止し、元の老人保健制度にもどしてください。医療保険の患者負担を軽減してください。また、国民健康保険の都道府県単位化は行わず、国庫負担を増額してください。	同上
【4】	1	③	介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。安心して介護サービスが受けられるように介護報酬を改善してください。介護労働者の待遇を改善し、働き続けられるようにしてください。	同上
【4】	1	④	18歳年度末までの医療費無料制度を創設してください。現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。妊産婦健診の補助金を拡充し、恒久措置してください。	同上
【4】	1	⑤	消費税率の引き上げは行わないでください。	同上
【4】	1	⑥	東日本大震災で明らかとなった公立病院・公的病院の役割が充分発揮されるよう、病院の統廃合・病床削減をやめて、ペナルティーなしの地域医療再生のための交付金を支出してください。また、地域医療充実につながるような診療報酬改定を行ってください。	同上
【4】	1	⑦	障がい者(児)が生きるために必要な福祉・医療制度の利用料負担、実費負担を撤廃してください。また、早急に高齢障がい者等に対する介護保険制度を優先する仕組みを改め、障がい者本人の必要性に応じて障がい者施策と介護保険を選択できるようにしてください。	同上

要望事項回答

要望内容				回答
【4】 1		(8)	ヒブ、小児用肺炎球菌、HPV、高齢者用肺炎球菌、水痘(みずぼうそう)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)の任意予防接種を定期接種としてください。不活化ポリオワクチン導入を早急に行ってください。	同上
【4】 2		(1)	後期高齢者医療制度を選択しない65～74歳の障がい者にも、障害者医療費助成制度を適用してください。	同上
【4】 2		(2)	後期高齢者医療対象者のうち、住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。	同上
【4】 2		(3)	後期高齢者の健康診査事業に県として補助金を出してください。	同上
【4】 2		(4)	子どもの医療費助成制度の対象を18歳年度末まで拡大してください。	同上
【4】 2		(5)	国民健康保険への県の補助金を増額してください。	同上
【4】 2		(6)	精神障がいにある人の医療費助成は、一般疾病も対象にしてください。	同上
【4】 2		(7)	障がい福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費・水光熱費などの実費負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を無くしてください。	同上
【4】 2		(8)	厚労省通知「看護師等の『雇用の質』の向上のための取組について」に基づいて看護師等の勤務環境の改善を図るとともに、看護師の大幅増員を図ってください。	同上
【4】 3		(1)	愛知県に健康診査事業への補助を行うように要請してください。	同上
【4】 3		(2)	低所得者に対する保険料および一部負担金の独自の減免制度を設けてください。	同上
【4】 3		(3)	保険料滞納者への保険証取り上げ・資格証明書の発行は行わないでください。	同上
【4】 3		(4)	後期高齢者医療制度に関する懇談会の委員に公募枠を設けるとともに、懇談会を公開してください。	同上